

一般競争入札心得

高知県危機管理部

(趣旨)

第1条 令和8年度防災情報提供アプリ啓発委託業務の一般競争入札の取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札参加者の資格)

第2条 一般競争入札に参加できる者は、当該業務委託の入札参加者として資格を確認された者(以下「入札参加者」という。)とする。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に規則第9条の入札保証金を納入しなければならない。納入額は見積もる契約金額(入札書に記載する金額にその10%に相当する金額を上乗せした金額)の100分の10以上(円未満切り上げ)とする。ただし、規則第10条の規定により免除された場合は、この限りではない。

(入札の方法等)

第4条 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という。)は、仕様書、設計書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

2 入札者は、指定の日時及び場所に出頭し、入札場所の受付に入札参加資格確認通知書の写しを提出しなければ、入札に参加することができない。

3 入札者が代理人であるときは、別記第1号様式の委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、投かんすることができない。

4 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間に入札しない者は、辞退したものととして取扱う。

5 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、投かん後であっても入札の辞退があったものとして取扱うことがある。

6 入札時間を過ぎても指示に従わず、投かんしないときは、入札の辞退があったものとして取扱う。

7 入札公告等において認められている場合は、次に掲げるところにより、郵便等により入札することができる。

(1) 入札書は、契約対象件名、入札日時及び氏名(法人の場合は商号、名称。)を記載した封筒に入れ、これを封かんする。

なお、第16条に規定する再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書を別々の封筒に入れて封かんし、封筒の封皮には各々前記必要事項のほか「初度入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。

(2) (1)の封筒をさらに別の封筒に入れ、これを封かんし、表面に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、書留により指定の期日までに必着するよう郵送する。

(入札の基本的事項)

第5条 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を別記第2号様式による入札書に記載して入札しなければならない。

- 2 入札書の金額は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は記載のないものとして取扱うものとする。
- 3 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。
- 4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、必ずその箇所又は入札書の余白に押印し、必要事項を記載しなければならない。
- 5 入札者は、いったん投かんした入札書について、取替え、訂正又は取消しすることはできない。
- 6 前条第7項の規定による郵便等による入札にあつては、入札執行者がその場で開封して入札書を入札箱に投かんし、他の入札書と併せて開札する。

(公正な入札の確保)

第6条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させないことがある。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(入札の辞退)

第8条 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあつては、別記第3号様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又
は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)すること。
 - (2) 入札執行中にあつては、前号の入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に
直接提出することを原則とし、口頭による場合は、その旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受けることとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書の内容を訂正した入札又は金額未記入の入札
- (2) 入札者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札

- (3) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札
- (4) その他入札に関する諸条件に違反した入札

(失格の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金に代わる担保を提供しない者（入札保証金の納付を免除された者を除く。）のした入札
- (4) 明らかに談合によると認められる入札
- (5) 同一事項の入札について他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 所定の入札箱に投かんしなかった入札
- (7) 最低制限価格を設けた場合に、同価格を下回った価格の入札

(落札者の決定の方法)

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、第12条に該当する場合を除く。

(最低制限価格を設けた場合の落札者の決定の方法)

第12条 当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(落札宣言)

第13条 第11条から第12条において落札となる入札があったときは、業務委託名、入札書記載金額に100分の10を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。ただし、第15条により、入札を保留した場合の落札宣言は、原則として入札参加者への文書による通知により行う。

(同価の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定の方法)

第14条 落札となるべき同価の入札をした者が、2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。

(入札の保留)

第15条 やむを得ない事情があるときは、入札を保留する。

(再度入札等)

第16条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

ただし、前条に該当する場合はこの限りでない。

2 再度入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。

3 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 第4条第4項から第6項までのいずれかの規定に基づき辞退として取り扱われた者

(2) 第8条第2項の規定により辞退した者

(3) 第10条の規定に基づき失格とされた入札書を投かんした者

- 4 再度入札において、前回の入札の最低価格以上の入札は、辞退の意思表示があったものとし、辞退札として取扱うものとする。この場合において、次回以後の再度入札に参加することができない。
- 5 再度入札を行っても落札者が決定しないときは、最低価格の入札を行った者から順次随意契約の折衝を行う場合がある。

(契約書等の提出)

第17条 落札者は、県の指定する日までに、交付された契約書の案に記名押印し、契約担当機関に提出(電子契約の場合は電子署名)しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札決定を取り消す。

(契約保証金)

第18条 落札者は、契約の締結に際し、規則第39条の契約保証金を、落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第40条の規定により免除された場合又は規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りでない。

- 2 落札者は、契約保証金の免除(規則第40条第6号による免除を除く。)又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるためには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

(異議の申立)

第19条 入札者は、入札後、この心得、仕様書、設計書及びあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。